

## 〇〇自主防災会規約（例）

（名称）

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（活動拠点の所在地）

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は、〇〇とする。
- (2) 災害時は、〇〇とする。

（目的）

第3条 本会は、住民の共助精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること
- (2) 地震等に対する予防に資するための地域の災害危険箇所及び災害時要援護者情報の整理・把握に関すること
- (3) 防災訓練の実施に関すること
- (4) 地震等の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策
- (5) 防災資機材等の整備に関すること
- (6) 他組織との連携に関すること
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇区にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1～2名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 班名
- (5) 会計 1名
- (6) 会計監査 若干名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員責務)

第7条 各役員責務は、以下の事項とする。

- (1) 会長は、本会を代表するとともに会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指示を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその責務を行う。また各班活動の指示を行う。
- (3) 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- (4) 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか班活動の指示を行う。
- (5) 会計は、本会の予算編成及び収支決算を行い、金銭の出納・保管を行う。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること
  - (3) 事業計画に関すること
  - (4) 予算及び決算に関すること
  - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと
- 5 総会は、その他付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
  - (1) 総会に提出すべきこと
  - (2) 総会に委任されたこと
  - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること
  - (2) 防災知識の普及に関すること
  - (3) 災害危険の把握に関すること
  - (4) 防災訓練の実施に関すること

(5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること

(6) その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 13 条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回会計監査が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 会計監査は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この会則は、平成〇年〇月〇日から実施する。

附 則

この改正規約は、平成〇年〇月〇日から実施する。